

運転免許証、マイナ免許証の更新手続きについて

	免許証等の有効期間が満了する年の誕生日の1か月前から誕生日の1か月後までの2か月間		
手続きできる 期間	(例) 4月1日が誕生日の方 3月1日(1か月前)～4月1日(誕生日)～5月1日(免許証記載の有効期間の末日)		
	令和7年3月24日から、運転免許証とマイナンバーカードの一体化を希望する方は運転免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)を所有することができます。 所有状況の変更は免許更新と同時に行うこともできます。 詳しくは「 免許保有状況変更手続きについて(運転免許証・マイナ免許証) 」のページをご覧ください。		
手続き場所	運転免許センター	警察署(秋田市内の3警察署を除く)又は 二ツ井、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番	
受付時間等	月曜日から金曜日及び日曜日 ※ 土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は 手続きができません。 午前8:30～9:30 午後1:00～1:50	月曜日から金曜日(平日のみ) ※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日 は手続きができません。 午前9:00～午後4:00	
		※ 秋田市内の警察署(秋田中央警察署・秋田臨港警察署・秋田東警察署)及び交番では更新手続きを行っておりません。	
交付・記録	運転免許証の交付 即日交付	運転免許証の交付 後日交付(約3週間後)	
	マイナ免許証の記録 即日記録	マイナ免許証の記録 後日記録(約3週間後) ※オンライン講習・高齢者講習受講済の場合は即日記録	
必要なもの	○ 運転免許証等 ・運転免許証 ・マイナンバーカード(マイナ免許証を所持している方、または更新手続き時にマイナ免許証を所持したい方) ※ 運転免許証、マイナ免許証のどちらも所持している方は、必ず両方をご持参してください。両方とも持ってこなければ、受付することができません。 ※ 市役所等でマイナンバーカード発行時に設定したマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号のご準備をお願いします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問い合わせ願います。 (詳しくは「その他」の「マイナ免許証の各種機能を利用するために必要な手続きについて」をご確認ください) ○ 更新連絡書(はがき) ※ない場合でも手続はできます。 ※注 更新申請用の写真は運転免許センター、警察署ともに不要です。		
	【更新期間が満了する日の年齢が70歳以上の方】 ○ 高齢者講習終了証明書		
	【更新期間が満了する日の年齢が75歳以上の方】 ○ 高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書 ○ 運転技能検査受検結果証明書(該当する方のみ)		
	【外国人の方(日本国籍を有しない方)】 ※令和7年(2025年)10月1日から マイナ免許証を持っていない場合、以下の書類のうち、いずれかの提示も必要となります。 在留カード／特別永住者証明書／外国人に関する事項(特定事項)※ がすべて記載された住民票(コピー不可) ※外国人に関する事項(特定事項) 国籍または地域、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期限、在留期限の満期日、在留カード等の番号		
	※ 更新と同時に住所等の変更を行う場合 マイナ免許証のみお持ちで、ワンストップサービスで変更手続きをした方は手続不要です。		
	区分 項目	更新後に運転免許証のみ保有する方	更新後にマイナ免許証を保有する方 (2枚持ちの方も含みます)
	本籍・国籍等	住民票(本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内) ※コピー不可	
	氏名	住民票(本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内) ※コピー不可 またはマイナンバーカード(氏名変更の経緯が記載されたもの)の提示	マイナンバーカードの提示 (マイナンバーカードに記載されている氏名・住所で確認します。
	住所	住民票(交付から6ヶ月以内) ※コピー不可 または以下の新しい住所を確認できる書類 ○マイナンバーカード ○公共料金の請求(領収)書(更新者が宛先のもの) 例:電気、ガス、水道料金の請求書又は領収書 ○官公庁等発行の通知書・郵便物等(更新者が宛先のもの) 例:税金、年金関係の各種通知書又は証明書 など ※いずれもコピー不可	
	旧姓の併記	住民票(旧姓が記載されたもので、交付から6ヶ月以内) ※コピー不可 またはマイナンバーカード(旧姓・旧氏が記載されたもの)の提示	

	※ 更新期間中で運転免許証、マイナ免許証を紛失された方は 更新期間中で免許証等をなくした方は、更新と同時に再交付手続きをすることができますが、次の書類が必要になります。 ○ 本人確認ができる書類 (マイナンバーカード、パスポート等) ○ 住所等変更がある場合は、上記の書類等 ○ マイナ免許証を紛失した場合において、更新後もマイナ免許証の所持を希望する方は、あらかじめマイナンバーカードを再発行し持参していただく必要があります。
期間前更新 (特例更新)	【期間前更新について】 海外渡航、入院、出産等のやむを得ない理由がある場合は、更新期間前に手続きすることができます。 手続きには通常の更新手続きに必要なもののほかに、やむを得ない理由を証明する次の書類が必要になります。 ○ パスポート、出張証明書、入院証明書（治療計画書）、母子手帳等でいずれも原本をお持ちください。 ※ 期間前更新をする場合の有効期間は、通常の更新期間に手続きするよりも短くなりますのでご了承ください。
その他	○経由更新について 住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して更新を行う経由更新については、経由更新手続きのページを参照してください。 ○マイナ免許証の各種機能を利用するために必要な手続きについて マイナ免許証を所有している方は、マイナポータルにおいてご自身のマイナ免許情報の確認や、更新時のオンライン講習、住所変更手続き等のワンストップサービス等の各種機能を利用することができますが、そのためには市役所等でマイナンバーカード発行時に設定した<u>マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号</u>が必要となりますので、ご準備をおねがいします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問い合わせ願います。

＜更新時講習について＞			
区分	優良運転者講習 に該当する方	一般運転者講習 に該当する方	違反・初心運転者講習 に該当する方
講習時間	30分	60分	120分

＜手 数 料 等＞									
更新後に希望する 免許証等の所有状況	運転免許証のみ			マイナ免許証のみ			運転免許証および マイナ免許証		
更新手数料	2,850円			2,100円			2,950円		
講習手数料 (講習種別)	500円 (優良)	800円 (一般)	1,400円 〔違反〕 〔初回〕	500円 (優良)	800円 (一般)	1,400円 〔違反〕 〔初回〕	500円 (優良)	800円 (一般)	1,400円 〔違反〕 〔初回〕
計	3,350円	3,650円	4,250円	2,600円	2,900円	3,500円	3,450円	3,750円	4,350円

※講習手数料について

オンライン講習を受講した方は講習区分に応じて以下の手数料となります。

優良講習・・・200円

一般講習・・・200円

お問い合わせ先
運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署（免許受付）まで